

1 危機管理センターとは

「さいたま市危機管理センター」は、自然災害や大規模事故など、本市で発生するさまざまな危機事案対策の拠点施設です。

消防局庁舎3階に開設し、「災害対策室（本部員会議室）」や「オペレーションルーム」などを常設することで、いち早く危機事案に対応できます。

また、危機事案発生時に迅速に対応できるよう、危機管理部の執務室を併設しています。

2 目的

東日本大震災の教訓を踏まえ、首都直下地震、大規模テロ等、さまざまな危機事案にいち早く対応できるよう、迅速な情報収集・集約を行うとともに、市としての意思決定を行うための危機管理体制の拠点施設を常設とし、市民の安心・安全を確保することを目的とします。

3 概要

- (1) 位置 消防局庁舎3階
(さいたま市浦和区常盤6-1-28)
- (2) 延床面積 1,079㎡
- (3) 整備期間 平成24年4月～平成26年12月
- (4) 運用開始 平成26年12月

4 特色

- (1) 迅速かつ適切な危機事案対応を行うための災害対策室（本部員会議室）やオペレーションルームなどの活動スペースの常設化
- (2) 的確な情報収集、集約及び情報共有を行うための大型映像装置の設置
- (3) 自然災害や大規模事故などの危機事案に迅速に対応するため、平常時から危機管理部執務室と一体化
- (4) 停電時にも対策本部等業務を継続できるよう、非常用自家発電設備との接続



さいたま市 危機管理センター



さいたま市 総務局 危機管理部

〒330-9588

埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4 危機管理センター

(安心安全課) 電話番号：048-829-1125 FAX番号：048-829-1936

(防災課) 電話番号：048-829-1126

// : 048-829-1127 FAX番号：048-829-1978



3F フロアマップ



- 1 災害対策室(本部員会議室) 181.9㎡
- 2 オペレーションルーム 331.9㎡
- 3 関係課会議室 96.0㎡
- 4 関係機関室(1) 20.4㎡
- 4 関係機関室(2) 24.6㎡
- 5 危機管理部執務室 197.1㎡
- 無線室 25.1㎡
- 6 仮眠室 11.0㎡
- 休憩室 37.5㎡
- 廊下等 153.5㎡

各室合計 1,079.0㎡

1

災害対策室（本部員会議室）



災害等対策(警戒)本部が設置された際に、最高意思決定機関として本部員会議を開催し、本市の対応方針を決定します。

室内には、55型液晶ディスプレイを9連結したモニターを設置し、被害の状況や各部の対応等を映写します。

※映像情報 埼玉県防災ヘリ映像、高所カメラ映像、ブルーレイ・DVD映像、さいたま市総合防災情報システム映像、書画カメラ映像、テレビ映像 など

2

オペレーションルーム



災害等の危機事案発生時の情報収集・共有、活動方針の策定、各部への命令・指示を伝達するとともに、関係機関との連絡調整を行います。

室内には250インチスクリーンを設置し、9分割に映像を投影できるプロジェクターにより災害対策室（本部員会議室）と同様の映像が視聴できます。

3

関係課会議室



本部員会議等を開催する際、関係職員が災害対策室（本部員会議室）での協議状況等を把握し、迅速かつ部局横断的な協議を通じて対応策を具体化します。

4

関係機関室（1）（2）



県、自衛隊、警察などから情報連絡員が参集し、連絡調整を行います。

5

危機管理部執務室



危機事案発生時に迅速に対応するため、危機管理センター内に併設しており、危機管理部職員が平常時に執務にあたります。

6

仮眠室



休日・祝日及び夜間等に情報収集を行い、危機事案が発生した場合の初動体制を確保するため、平時より実施している危機管理当直用の仮眠室です。